

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年六月一日から施行する。

2 この省令による改正後の独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第九号の規定及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第十一号の二を削る改正規定は、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る独立行政法人通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類（以下この項において「財務諸表等」という。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る財務諸表等については、なお従前の例による。

〇経済産業省令第五十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）を実施するため、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検査規則の特例に関する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検査規則の特例に関する省令

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、この省令に特段の定めのない限り、計量法及び特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(特定計量器に係る検定証印等及び装置検査証印の有効期間の特例)

第二条 経済産業大臣は、特定計量器（検定証印等が付されているものに限る。）を使用し、又は使用に供するために所持する者が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次項において同じ。）等の影響により生じた事由により検定を受けることができないと認めるときは、期間を定めて、当該特定計量器が次の各号のいずれにも適合するものとみなす旨を公示することができる。

一 その構造が規則第六条で定める構造に係る技術上の基準に適合すること。

二 その器差が規則第十六条第二項で定める検定公差を超えないこと。

2 経済産業大臣は、車両等装置用計量器（装置検査証印が付されているものに限る。）を使用し、又は使用に供するために所持する者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により生じた事由により装置検査を受けることができないと認めるときは、期間を定めて、当該車両等装置用計量器が規則第二十二條第一項で定める技術上の基準に適合するものとみなす旨を公示することができる。

3 前二項の公示があつた場合において、経済産業大臣が定める期間の間は、特定計量器に係る検定証印等及び装置検査証印は、その有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

〇経済産業省令第五十三号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）及び関係法令の規定に基づき、ガス事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志

ガス事業会計規則等の一部を改正する省令

(ガス事業会計規則の一部改正)

第一条 ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(財務計算に関する諸表の提出)

(財務計算に関する諸表の提出)

第十四条 一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者は、当該事業者の事業年度経過後三月以内に法第五十九条第二項、法第八十三条第二項又は法第九十五条第二項の規定による提出を行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内にこれらの項の規定による提出を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に提出を行わなければならない。

第十四条 一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者は、当該事業者の事業年度経過後三月以内に法第五十九条第二項、法第八十三条第二項又は法第九十五条第二項の規定による提出を行わなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(電気事業会計規則の一部改正)

第二条 電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(財務計算に関する諸表の提出)

(財務計算に関する諸表の提出)

第三十九条 法第二十七条の二第二項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による提出をしようとする電気事業者は、第三条の規定により作成した財務計算に関する諸表を当該事業者の事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による提出をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に提出しなければならない。

第三十九条 法第二十七条の二第二項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による提出をしようとする電気事業者は、第三条の規定により作成した財務計算に関する諸表を当該事業者の事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。